

大
館
市

農業委員会 だより

第80号
令和7年2月1日発行



「大館のとんぶり製造技術」

秋田県初の国登録無形民俗文化財へ

持続可能な農業の実現に向けて



大館市農業委員会

会長 安部 幸美

皆様におかれましては、日頃より農業委員会活動にご理解いただき、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、夏ごろから全国的に発生した米不足により、米の価格が高騰しました。生産者の立場からは、ようやく生産コストの一部を米の価格に反映できたと思っておりますが、一方で米離れの加速なども懸念されるところであり、しっかりと安定的に供給がなされ、米の継続した消費が望まれるところです。

また、食料生産の基盤である農地を守るため、遊休農地の発生防止と解消、農地利用の集積・集約化、新規参入の促進など「農地利用の最適化」の活動を通じて、地域農業の将来像である地域計画（目標地図）の策定に取り組み、地域が抱える「人」と「農地」の問題を一体的に考え、次世代に引き継ぐため、各地域において行われた座談会での成果を取りまとめ3月末には計画を策定する予定であります。地域計画は、地域農業の重要な指針となることから、農業委員会としても、その実行にあたっては引き続き地域の皆様方との連携、協力を進めるとともに、地域の農地と担い手を守るため、農業委員、農地利用最適化推進委員の役割を果たせるよう一同一丸となって取り組んでまいります。

大館市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の賃借料水準(10a当たり)は、次のとおりです。賃借の際に参考としてください。

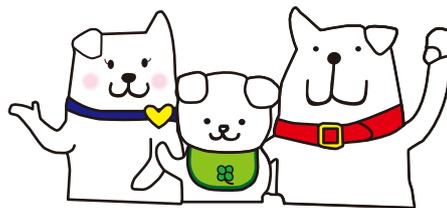
◆【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館	9,846円	13,600円	3,000円	767
釈迦内	9,763円	15,000円	4,000円	531
長木	11,715円	20,000円	6,000円	207
上川沿	8,480円	10,000円	5,000円	50
下川沿	9,847円	15,333円	4,000円	161
真中	10,949円	16,000円	5,000円	416
二井田	12,614円	20,000円	4,000円	401
十二所	6,561円	10,333円	2,500円	337
花矢	4,933円	10,000円	3,000円	539
比内地域	8,031円	15,000円	3,000円	819
田代地域	7,700円	15,000円	2,807円	542
(参考)市全域平均	8,890円	-	-	4,770

◆【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	5,187円	10,000円	2,000円	101

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 物納の場合、米1俵(60kg)当たり20,000円で算定しています。
- この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- 田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数値です。
- 「畑」には、樹園地を含みます。



農地パトロールを実施

遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止・早期発見を目的に、8月29日、比内総合支所で農地パトロール推進会議と出発式を行い、調査期間を8月29日から9月27日までとして、各地区で集中的に農地の利用状況調査を行いました。

この調査で遊休農地、又は遊休農地の恐れがある農地の所有者へ「農地利用意向調査」を行い、今後の農地の活用をどのように考えているか実態把握することとしています。

農業者の後継者不足などにより農業経営者が減少傾向にあります。私どもの使命である遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に今後も取り組んでまいります。

農業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



(農地パトロール出発式)



(紙地図とタブレットを活用し現地確認)



(農地パトロール報告・検討会)

総会開催・申請受付日程

農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等をしようとする方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

令和7年3月から令和7年12月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	転用申請届出受付締切日	各種申請届出受付締切日(転用以外)	転用等現地調査日
令和7年 3月12日(水)	2月17日(月)		3月 4日(火)
令和7年 4月14日(月)	3月17日(月)		4月 2日(水)
令和7年 5月13日(火)	4月17日(木)		5月 2日(金)
令和7年 6月13日(金)	5月19日(木)		6月 3日(火)
令和7年 7月11日(金)	6月19日(木)		7月 1日(火)
令和7年 8月 8日(金)	7月18日(金)		7月30日(水)
令和7年 9月12日(金)	8月20日(水)		9月 1日(月)
令和7年10月14日(火)	9月18日(木)		10月 1日(水)
令和7年11月10日(月)	10月21日(火)		10月30日(木)
令和7年12月15日(月)	11月14日(金)		12月 1日(月)

※総会開催日等は変更になる場合があります。

農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

転用の相談は農業委員会へ

農地に住宅を建てたい
たとえば・・・農地に工場を建設したい
農地を駐車場にしたい
こんな場合には、「**転用許可**」が必要です。

令和6年度秋田県農業委員会大会

例年、秋田県種苗交換会期間中に開催される「秋田県農業委員会大会」が、今年度は、11月2日に鹿角市の「鹿角市文化の杜交流館コモッセ」で開催されました。

秋田県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が参加し、食料・農業・農村基本政策の実現に向けた政策提案や「地域計画の策定・実行」と「農地利用最適化

活動の見える化」の推進に関する申し合わせ決議が満場一致で承認され、大会決議事項を速やかに政府や県選出国会議員並びに関係当局へ要請するなど、確実な実現を目指す実行方法の発言もありました。

このように、これからも農業を守るために農業委員会が一致団結して、ひとつひとつ活動してまいります。



相続登記制度があります！

●相続登記が義務化となりました（令和6年4月1日開始）

所有者が亡くなっても「相続登記」がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からず、災害の復興等様々な取引を進められない問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための相続登記が義務化されます。

- ・相続登記の申請については、制度スタートから3年間の猶予期間があります。
- ・新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続人の間で遺産分割の話合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申請登記」を利用して、不動産を相続する者が法務局に対し申告することで義務を果たすこともできます。

※相続登記について不明な点がある場合は、法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

相続した土地を国が引き取る制度があります

●相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日開始）

所有者不明土地の発生を防止するため、一定の要件をクリアすることで、承認され土地を国が引き取る制度。農地は、原則20万円負担金を納付することで、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする。（ただし、農用地区域内や土地改良事業の施行区域内の農地などは、面積区分ごとに算定される。）

（国が引き取らない土地、例として）

- 建物がある、土壌汚染されている、担保権や使用収益権が設定されている、他人の利用が予定されている、境界が明らかでない土地などは、申請することができない。
- 一定の勾配や高さの崖がある、阻害するものが地上にある土地などは、承認を受けることができない。

申請先は、秋田地方法務局秋田支局となります。

農地の貸借を行う場合、手続きは2種類です!

農地の相続登記が行われていることが要件となります。固定資産税のお知らせなどをご確認ください。
※相続登記についての相談は、司法書士や市で実施している無料相談（要予約。詳細は広報おおだてに記載）などをご利用ください。

農地法第3条 に基づく貸借

農地所有者
(出し手)



耕作者
(受け手)



農地中間管理機構 による貸借

農地所有者
(出し手)



秋田県
農業公社

耕作者
(受け手)



対象農地	すべての農地
対象者(借りる方)	農地法第3条の許可要件を満たす方
貸借期間	特に制限なし
期間満了時の 取扱い	賃貸借：解約の手続きがない限り、 自動更新 使用貸借：期間満了と同時に貸借終了

🐾 手数料について

手数料はかかりません。
申請時に必要な提出書類の諸証明費用は別途かかります。

🐾 必要書類

- ・土地の全部事項証明書（1筆につき1通）
- ・出し手：印鑑証明書
- ・受け手：住民票
- ・その他：公図

対象農地	農業振興地域内の農地
対象者(借りる方)	原則、地域計画に記載されている方
貸借期間	原則10年以上
期間満了時の 取扱い	期間満了と同時に貸借終了 (所有者の方に権利が戻ります)

🐾 手数料について

契約初年度のみ**5千円**かかります。

出し手の方

賃借料5千円以上：賃借料から手数料分を差し引いて振込。

賃借料5千円未満：納入通知書を発行。入金をお願いします。

受け手の方

賃借料に手数料5千円を加えて引き落とし。

🐾 賃借料・土地改良区費について

農地中間管理機構は、現金での支払いとなります。

物納での契約は行っておりません。

土地改良区の賦課金は、基本受け手が負担となります。

🐾 必要書類

- ・本人確認書類
- ・通帳のコピー（受け手は農協の通帳が指定となります）

お問い合わせ先
大館市農業委員会事務局 ☎0186-43-7129

 Odate City, Akita

農業者年金で、手取りを増やしませんか？



今年は収入が増えたけど、
そのぶん税金もたくさんとられるなあ…

農業者年金は保険料が全額所得控除に使えます！

保険料を月額2万円に設定した場合、 $2万円 \times 12月 = 24万円$
 →支払った保険料は基金が運用し、将来年金としてお支払い
さらに、確定申告をすると、所得税が24万円分減額に！！
 つまり……将来の備えもできて、今の手取りも増える！

【加入要件は3つだけ】

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金1号被保険者
- 20歳以上65歳未満(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)



加入中のかたへ

確定申告を忘れずに！
 通帳で支払った額を確認し、確定申告書へ記入しましょう。
 証明書の添付は不要です。

まずは

農業者年金

検索

加入の相談は
農業委員会へ！



全国農業新聞

電子版の試し読みは
農業委員会まで！



発行日：毎週金曜日

購読料：新聞本紙＝月額700円(税込) ※新聞本紙はもちろん電子新聞も閲覧可能
 電子新聞＝月額500円(税込) ※電子新聞のみ閲覧

見本紙のご用命、購読のお申込み、ご相談は、農業委員会です。受け付けています。
 電子版のみのお申し込みは、全国農業新聞のポータルサイトで受け付けています。

全国農業新聞ポータルサイトURL

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>



QRコードは
こちら